

記者会見資料①

令和3年4月27日

令和3年第3回高山市議会臨時会 提出議案について

報告案件	2件
条例案件	2件
予算案件	2件
人事案件	1件
計	7件

問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	石腰 洋平
係名	法制・選挙係
担当係長	森本 明義
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2453）

令和3年第3回高山市議会臨時会 提出議案の概要

報第2号 損害賠償の額の決定の専決処分について

(P1)

令和3年3月14日、高山市荘川町野々俣6番地4 農道上野々俣7号線で発生した横断側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 令和3年4月19日

損害賠償額 101,200円

報第3号 令和3年度高山市一般会計補正予算(第1号)の専決処分について

(P2)

ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業を実施するために行った補正予算の専決処分について報告するもの

専決年月日 令和3年4月9日

補正額 57,000千円(補正後47,657,000千円 当初予算に対し0.1%増)

内容 ひとり親世帯生活支援特別給付金の給付

議第46号 高山市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

(P9)

地方税法等の改正に伴い行った専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和3年3月31日

①市民税関係

- ・扶養親族申告書記載事項の電子提供に係る取扱いの見直し(税務署長承認の廃止)
- ・退職所得申告書の提出の電子化
- ・住宅ローン控除の特例措置の延長(2年間)

②固定資産税関係

- ・固定資産税(土地)の負担調整措置等の継続及び税額据置き措置
- ・課税標準の特例(わがまち特例)に係る特例措置の見直し

③軽自動車税関係

- ・環境性能割の税率区分の見直し
- ・環境性能割の臨時的軽減の延長(9か月)
- ・種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し

施行期日 令和3年4月1日

**議第 47 号 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する
条例の一部を改正する条例の専決処分について** (P 33)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い行った専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和 3 年 3 月 31 日

・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、過疎地域自立促進特別措置法の失効（令和 3 年 3 月 31 日失効）に伴う経過措置が規定されたことから、本条例においても失効に伴う経過措置（従前の規定による 3 年度分の固定資産税の課税免除の継続）を設けるもの

施行期日 公布の日（令和 3 年 3 月 31 日）

議第 48 号 令和 2 年度高山市一般会計補正予算（第 19 号）の専決処分について (P 36)

寄附金（令和 3 年 2・3 月分）の積立て等の補正予算の専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和 3 年 3 月 31 日

補正額 33,922 千円（補正後 68,879,450 千円 当初予算に対し 49.1%増）

内容 飛騨高山ふるさと基金等への積立て

議第 49 号 令和 3 年度高山市一般会計補正予算（第 2 号） (別冊)

補正額 146,507 千円（補正後 47,803,507 千円 当初予算に対し 0.4%増）

内容 新型コロナウイルス感染症対策関係

別紙 1

高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種に係る移動支援

22,000 千円

産業雇用安定支援事業補助金

4,000 千円

失業者や求職者の雇用（会計年度任用職員）

20,507 千円

教育旅行促進事業補助金

25,000 千円

公共交通利用促進補助金

25,000 千円

中小企業生産性革命推進事業補助金の増額

50,000 千円

災害復旧費（令和 3 年度当初予算）の繰越（令和 4 年度繰越事業）

議第 50 号 監査委員の選任について (提案当日配布)

新型コロナウイルス感染症による影響への対応

市では、新型コロナウイルス感染症が市民の生活や市内事業者の経済活動に影響を及ぼしていることを踏まえ、昨年度から国や県による各種対策との連動を図りながら、様々な緊急経済対策を打ち出し、その取り組みを進めてきました。

3月に緊急事態宣言が解除され、新型コロナウイルスワクチンの接種が段階的に実施されるなど、新たな感染の発生が抑えられ、市内の経済活動は回復しつつありました。

そうした中、関西圏を中心に変異株が拡がりを見せはじめ、国では緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置を講じるなど、全国各地で急速に感染が拡大しています。

国によるG o T oキャンペーン事業の一時停止の再開が見込まれないなど、観光客をはじめとした人の流れが停滞し、経済回復への足踏み状態が続くことが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、引き続き感染防止対策の徹底を図るとともに、ポストコロナ社会を見据えながら、市内経済を活性化させ、事業者の経営継続を支援するため、次のとおり緊急経済対策を実施します。

1. 基本的な考え方

コロナ禍を踏まえた飛騨高山の持続可能なまちづくりに向けた、ウィズコロナ社会における「適応戦略」の着実な推進、ポストコロナ社会を前提とした中・長期的な視点による「成長戦略」の展開を基本的な考え方とし、現下の状況に応じた必要な対策を講じる。 別紙 2

2. 取組内容

(1) 適応戦略

感染の防止

- ① 『コロナワクチン接種にかかる集団接種会場への移動支援』の実施

別紙 3

2, 200万円

生活の維持

- ① 『事業者における継続雇用の支援』の創設 別紙4 **400万円**
- ② 『臨時職員（会計年度任用職員）の緊急雇用』の再実施 別紙5
2,050万7千円

経済の回復

- ① 『教育旅行誘致の促進』の再実施 別紙6 **2,500万円**
- ② 『公共交通の利用促進（おでかけ支援）』の再実施 別紙7
2,500万円

（2）成長戦略

力強い経済の発展

- ① 『中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援』の再実施・一部新規
別紙8 **5,000万円**

3. 予算規模等

総額 1億4,650万7千円

問 合 先		
担当部	企画部	財務部
部長	田谷 孝幸	上田 和史
課名	企画課	財政課
課長	清水 洋一	平塚 久則
連絡先	電話（直通 0577-35-3131） （内線 2431）	電話（直通 0577-35-3132） （内線 2435）

コロナ禍を踏まえた飛騨高山の持続可能なまちづくり

ウィズコロナ社会における
適応戦略の着実な推進



A. 感染の防止

- (1) 感染症対策の推進
コロナワクチン接種にかかる集団接種会場への移動支援
- (2) 地域医療の確保

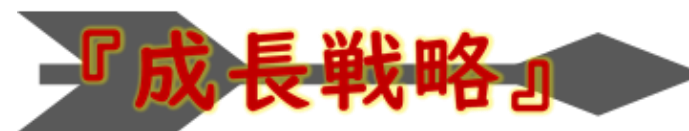
B. 生活の維持

- (1) 市民生活の安定
ひとり親家庭に対する給付（4月9日専決補正）
- (2) 雇用の確保
事業者における継続雇用の支援
臨時職員の緊急雇用

C. 経済の回復

- (1) 地域経済の回復
教育旅行誘致の促進
公共交通の利用促進
（貸切バス・タクシー利用、旅行ツアー企画）
- (2) 事業の継続

ポストコロナ社会を前提とした
中・長期的な視点による成長戦略の展開



1. 力強い経済の発展

- (1) 地域経済の発展
中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援
教育旅行誘致の支援（再掲）
- (2) 産業の革新
中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援（再掲）

2. 豊かな暮らしの実現

- (1) QOLの向上
- (2) 社会基盤の充実

3. 活力ある地域の創出

- (1) パートナーシップの強化
- (2) 関係人口等の獲得

4. DXの推進（デジタル・トランスフォーメーション）

- (1) 市民サービスの向上
- (2) 効率・生産性の向上
中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援（再掲）

コロナワクチン接種にかかる集団接種会場への移動支援

高齢者のコロナワクチン接種にあたり、本人または家族等による移動や、のらマイカーなど地域公共交通による移動が困難な65歳以上の方を対象に、市でバス又はジャンボタクシーを借り上げ、会場までの無料シャトル運行を行い、集団接種会場への移動を支援します。また、一部地域において、タクシー初乗り料金相当として利用できるタクシー利用補助券を配布します。

1. 高山地域

① 無料シャトルバスの運行

- ・対象者 65歳以上の集団接種会場におけるワクチン接種者
- ・運行ルート 高山駅西口 ⇔ 飛騨高山ビッグアリーナ
- ・運行車両 中型バス
- ・運行日 65歳以上を対象とした集団接種実施日（飛騨高山ビッグアリーナ会場）

② タクシー利用補助券の配布

- ・対象者 65歳以上の集団接種会場におけるワクチン接種者
- ・対象運行 事前予約のうえ、自宅等から飛騨高山ビッグアリーナまたは高山駅西口までタクシーに乗車した場合（帰路についても同様に利用可）
- ・補助額面 1回600円券×4枚（タクシー初乗り料金相当の往復2回接種分）
- ・運行日 65歳以上を対象とした集団接種実施日

2. 支所地域

① 無料シャトルタクシーの運行

- ・対象者 65歳以上の集団接種会場におけるワクチン接種者
- ・運行ルート 地域内を巡回 ⇔ 各支所地域の接種会場
- ・運行車両 ジャンボタクシーほか
- ・運行日 65歳以上対象の集団接種実施日（各支所地域会場）

問 合 先	
担当課	市民保健部 健康推進課
課長	大川 誠
係名	健康政策係
係長	黒谷 渉
連絡先	電話（直通 0577-35-3160） （内線 2804）

事業者における継続雇用の支援

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、事業活動の縮小を余儀なくされている事業主が雇用維持を目的に在籍型出向を行った場合、国の産業雇用安定助成金を活用することに合わせ、市が上乗せ補助することで、雇用の維持と、企業間や産業間の連携による人材の活用を促進します。

1. 産業雇用安定助成金の事業者負担分の助成【新規】

(1) 制度の概要

事業者が国の産業雇用安定助成金を活用する場合、出向元事業主が負担する賃金などの経費と国の助成金額との差額（事業者負担分）を全額補助する。

(2) 補助対象経費

出向元事業主が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費

(3) 補助限度額

出向元事業主の賃金等負担額と国の助成金額との差額

(4) 対象期間

出向開始日が令和3年4月1日から

<支援のイメージ>

出向期間中の賃金日額12,000円の場合

出向元の賃金負担		出向先の賃金負担	
(1/2) 6,000円		(1/2) 6,000円	
国	事業者負担	国	事業者負担
9/10	1/10	9/10	1/10
5,400円	600円	5,400円	600円

↓

市助成

2. 雇用調整助成金等の事業者負担分の助成【継続】

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、事業活動の縮小を余儀なくされている事業主が雇用者に対して一時的に休業等の措置を行った場合、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金において4月末まで特例措置が実施されていますが、5月・6月は特例措置を縮減する政府方針が示されています。

市では、下記の助成金について、労働者の賃金相当額と国の助成金額の差額（事業者負担分）の全額助成を実施していますが、国の原則的な特例措置が縮減される5月・6月においても同様の取り扱いとし、休業手当等の支払い率の向上を強力に支援し、雇用調整助成金の支給率に起因する労働者の所得減少の抑制を図ります。

雇用調整助成金等の特例措置縮減にかかる政府方針

・雇用調整助成金等（中小企業の場合）

		4月末まで	5月・6月
原則的な措置 【全国】	助成率	4/5 (10/10)	4/5 (9/10)
	日額上限額	15,000円	13,500円
地域特例※1	助成率	—	4/5 (10/10)
	日額上限額	—	15,000円
業況特例※2 【全国】	助成率	—	4/5 (10/10)
	日額上限額	—	15,000円

※かっこ書きの助成率は解雇等を行わない場合

地域特例※1（5月・6月）

まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主

業況特例※2（5月・6月）

生産指標が最近3か月の月平均で前（々）年同期比30%以上減少の全国の事業主

・休業支援金等（中小企業の場合）

		4月末まで	5月・6月
原則的な措置 【全国】	助成率	8割	8割
	日額上限額	11,000円	9,900円
地域特例※1	助成率	—	8割
	日額上限額	—	11,000円

問 合 先	
担当課	商工労働部 雇用・産業創出課
課長	太江 敦
係名	雇用・産業創出係
係長	柚村 守一 担当 松場実千雄
連絡先	電話（直通 0577-35-3182） （内線 2796）

臨時職員（会計年度任用職員）の緊急雇用

市では、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の事業の縮小、廃止等に伴い解雇された失業者や、就労環境の悪化のため就労の機会を失った求職者を臨時職員（会計年度任用職員）として直接雇用します。

1. 概要

新型コロナウイルス感染症対策の臨時的業務や、今後実施する各種支援事業の業務を行う臨時職員（会計年度任用職員）を雇用します。（10人を予定）

（1）対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方や、就労環境の悪化により就労の機会を失った方など

（2）雇用条件

勤務時間 7. 75時間／日（フルタイム勤務）

月額給与 147,200円～156,300円（前歴による）

手当等 通勤手当、期末手当、退職手当など

（3）申し込み方法

臨時職員登録者から選考採用

※臨時職員の登録方法については、市ホームページに掲載

2. 雇用期間

令和3年5月中旬～令和4年3月31日（最長）

問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	石腰 洋平
係名	人事・研修係
係長	坂本 昭一
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2454）

教育旅行誘致の促進

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要の回復が現状として見通しが立たない中、市では行き先や時期の変更の動きがある教育旅行を支援することで積極的に誘致し、若年層の飛騨高山ファンの拡大を目指すとともに来訪される生徒及び引率者(以下、「学生等」)による市内消費喚起を図ります。

1. 事業の概要

教育旅行で来高される学生等に対し、一人当たり1,000円分の商品券を配布し、市内利用可能店舗での消費喚起を促進

(1) 対象者

高山市内外の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学生等で、修学旅行、遠足、校外学習などで高山市内に宿泊する教育旅行で感染防止対策に十分留意されていることが条件

(2) 商品券額面等

額面は1枚100円とし、1人に対し1セット1,000円分を配布
(100円券×10枚)

(3) 教育旅行対象期間、商品券の使用期限及び換金期限

対象期間 令和3年8月1日～令和4年2月28日(予定)
使用期限 チェックアウト当日まで
換金期限 令和4年3月31日まで(予定)

(4) 商品券取扱加盟店の登録

市内に本店を有している事業者が加盟登録した市内店舗を対象
取扱加盟店の登録は、6月上旬から募集予定(随時登録可能)

2. 商品券申請方法

商品券の利用を希望する学校等は、旅行代理店を経由して(一社)飛騨・高山観光コンベンション協会に申請書を提出

同協会が申請書の内容を確認後、必要枚数を旅行代理店に発送

問 合 先	
担当課	飛騨高山プロモーション戦略部 観光課
課長	清水 浩一
係名	誘客戦略係
係長	田中 一樹 担当 中本 祐一
連絡先	電話(直通 0577-35-3145)(内線 2217)

公共交通の利用促進

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、依然として外出や移動の自粛により人の動きが停滞しており、様々な事業活動に大きな影響が生じています。特に、市民生活の重要なインフラである地域公共交通を担う交通事業者については、感染防止対策を徹底し、安心して利用いただける環境を整え、利用促進に取り組んでいますが、未だ利用が回復せず、事業継続が困難な状況にあります。

市では、バスやタクシーの利用料金に対する助成などにより利用促進を図り、幅広く市民等の協力を得ながら、市内の交通事業者の事業活動を支援し、地域公共交通を維持するための取り組みを行います。

1. 事業の概要

○貸切バス等利用支援事業

市民が、貸切バス等を利用して県内を移動（冠婚葬祭、日常的な移動を除く）した場合、利用料金の一部を補助する。

種別	補助率	補助上限
貸切バス	1 / 2	1台につき上限50,000円 / 1日
タクシー(ジャンボタクシー含む)	1 / 2	1台につき上限30,000円 / 1日

○旅行ツアー企画支援事業

路線バスや貸切バス、タクシーを利用する県内を対象とした旅行等を企画し、参加費用の割引や参加者に特典を付与する場合（企画商品）に対して補助する。

種別	対象	補助率	補助上限
路線バス	参加者に特典を付与するための経費	10 / 10	2,000円 / 1人
貸切バス	貸切バス利用料金に対する助成額	1 / 2	1台につき上限50,000円 / 1日
タクシー	タクシー利用料金に対する助成額	1 / 2	1台につき上限30,000円 / 1日

2. 補助対象者

路線バス運行事業者（濃飛乗合自動車株式会社）

貸切バス事業者が加盟する団体（飛騨地区ハートマークバス会）

タクシー事業者が加盟する団体（岐阜県タクシー協会飛騨支部）

3. 利用対象者

- 貸切バス等利用支援事業
高山市民
- 旅行ツアー企画支援事業
高山市民、観光客

4. 実施時期

令和3年6月上旬から令和3年12月31日まで（予定）

問 合 先	
担当課	都市政策部 都市計画課
課長	中畑 雅司
係名	政策企画係
係長	裏道清裕 担当 山田恵太
連絡先	電話（直通 0577-57-7444） （内線 2363）

中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、多くの市内事業者が厳しい経営環境に直面するとともに、現下の状況に適応したビジネスモデルへの転換が求められています。

企業経営においては、柔軟な経営体制の実現が不可欠であり、環境変化に対する順応速度の向上、非接触型サービスの展開、デジタル化への移行、商品・サービスの高付価値化などの取り組みが重要となってきています。

そのため、ポストコロナ社会を前提とした中・長期的な視点による成長戦略の一環として、力強い経済の発展に資することを目的に、市内事業者が行う新事業の創出や高付加価値化などの取り組みを支援します。

1. 事業の概要

(1) 制度の概要

市内事業者が新事業の創出や高付加価値化などの取り組みに向け、国及び県の補助金を活用する場合、事業者の自己負担額の一部を助成する。

(2) 補助率及び補助上限

区 分	国・県	事業者	事業者	市	
	補助率	自己負担率		自己負担率	補助率
① ものづくり・商業・サービス生産性向上 【再実施】	2/3	1/3	⇒ 自己負担の一部を助成	1/6	1/6 以内 250 万円
② 小規模事業者持続化【再実施】	3/4	1/4		1/8	1/8 以内 16 万 6 千円
③ サービス等生産性向上 I T 導入支援 【再実施】	2/3	1/3		1/6	1/6 以内 112 万 5 千円
④ 事業再構築【新規】	1/3～ 3/4	1/4～ 2/3		1/8～ 1/3	1/8～ 1/3 以内 250 万円
⑤ アフターコロナ・チャレンジ事業者応援【新規】	2/3	1/3		1/6	1/6 以内 37 万 5 千円
⑥ アフターコロナ対応新商品開発支援 【新規】	2/3	1/3		1/6	1/6 以内 250 万円

※国・県制度の詳細について別紙のとおり

問 合 先	
担当課	商工労働部 商工振興課
課長	畑尻 広昌
係名	商工振興係
係長	葛井孝弘 担当 鈴木美宣
連絡先	電話 (直通 0577-35-3144) (内線 2213)

1. 生産性革命推進事業の拡充【国】

社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けて前向きな投資を行う事業者向けに、「生産性革命推進事業」の各補助事業の補助率及び補助上限を引き上げた「低感染リスク型ビジネス枠^(※1)」を新たに設けて支援するもの

区 分		通 常	低感染リスク型ビジネス枠
①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 (生産プロセス等改善の設備投資)	補助上限	1,000万円	1,000万円
	補助率	1/2～2/3 (事業者規模による)	2/3 (引上げ)
②小規模事業者持続化補助金 (経営計画作成による販路開拓等)	補助上限	50万円	100万円 (引上げ)
	補助率	2/3	3/4 (引上げ)
③サービス等生産性向上IT導入支援事業 (ITツール導入による業務効率化)	補助上限	450万円	450万円
	補助率	1/2	2/3 (引上げ)

※1 「低感染リスク型ビジネス枠」の活用要件 … ポストコロナを踏まえて感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う事業であることなど

2. 事業再構築補助金の創設【国】

アフターコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取り組み、事業再編又はこれらの取り組みを通じた規模の拡大等を目指す事業者向けに、「事業再構築補助金」を新たに設けて支援するもの^(※2)

補助上限	500万円～1億円 (事業者規模、事業内容等による)
補助率	1/3～3/4 (事業者規模、事業内容等による)

※2 補助対象要件 … 直近6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと (補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加の達成ほか)。

3. アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金の創設【県】

商工会議所・商工会の助言等を受けて、アフターコロナに向けた事業転換や業態転換、新分野・新事業への展開等に意欲的に取り組む事業者向けに、「アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金」を新たに設けて支援するもの

補助上限	150万円	補助率	2/3
------	-------	-----	-----

4. アフターコロナ対応新商品開発支援補助金の創設【県】

アフターコロナに向けた生産性の向上及び競争力の強化に取り組む地場産業に係る製造業を営む事業者向けに、「アフターコロナ対応新商品開発支援補助金」を新たに設けて支援するもの

補助上限	1,000万円	補助率	2/3
------	---------	-----	-----